

大田区地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 17 年 12 月 9 日保福事発第 309 号区長決定

平成 18 年 6 月 22 日保福事発第 98 号区長決定

平成 24 年 3 月 14 日福高事発第 10874 号高齢福祉担当部長決定

平成 29 年 10 月 24 日福高発第 11427 号福祉部長決定

(設置)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターの公正かつ中立な運営を図り、もって大田区における地域包括支援事業の適正かつ円滑な実施に資するため、大田区地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域包括支援センターの設置(選定・変更)に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項
- (3) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築に関する事項

(委員の構成及び委嘱)

第 3 条 運営協議会は、次に掲げる区分のうちから区長が委嘱する委員 10 人をもって構成する。

- (1) 介護保険サービス事業者 2 人
- (2) 保健医療関係者 2 人
- (3) 福祉関係者 2 人
- (4) 地域代表者 2 人
- (5) 学識経験者 1 人
- (6) 弁護士 1 人

2 委員を辞職するときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 3 年とする。ただし、辞職した委員の後任者は、前任者の残任期間までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 運営協議会は、必要と認める場合は、地域包括支援センターの運営に関し、区長に提言

することができる。

3 運営協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 運営協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 運営協議会の事務局は、高齢福祉課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

付則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて委嘱する委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付則

この要綱は、決定の日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、決定の日から施行し、改正後の第4条の規定は、現に委員である者について適用する。